

## 熊取町 mottECO 食べきり協力店制度

### 1 目的

この制度は、食べ残し等による食品ロスの削減に積極的に取り組む飲食店を「mottECO 食べきり協力店」(以下、「協力店」という。)として認定し、広く町民に啓発することで食品廃棄物の減量を図ることを目的とする。

### 2 登録条件

① 必須項目として次の取組項目中、取組内容をひとつ以上実施している、もしくは実施すること。

取組項目	取組内容
持ち帰り希望者への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・要望があった場合に、注意点等を説明、もしくは提示したうえで持ち帰りが可能</li><li>・持ち帰り可能な店内案内（ポスター掲示など）</li><li>・持ち帰り用容器（ドギーバッグ）などの提供</li><li>・持ち帰り用容器持参が可能</li></ul>

② 上記必須項目以外の取組として、次の取組内容をひとつ以上実施している、もしくは実施すること。

取組項目	取組内容
小盛りメニュー等の導入	<ul style="list-style-type: none"><li>・ごはんの量の調節</li><li>・小盛りメニューの設定</li><li>・ハーフサイズメニューの設定</li></ul>
食べ残しを減らすための呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"><li>・注文受付時に適量注文の呼びかけ</li><li>・協力店である旨の呼びかけ</li><li>・宴会での食べきりの呼びかけ</li></ul>

### 3 登録の申請

協力店として登録しようとする事業者は、mottECO 食べきり協力店登録申請書（様式第1号）を町へ提出すること。

### 4 認定

町は、登録申請書の提出があった場合、内容を審査し、登録条件を満たしていると認めるときは、協力店として登録するとともに、事業者へ mottECO ステッカー（別紙、以下「ステッカー」という。）を交付する。

### 5 登録店舗の協力

協力店として登録を受けた事業者は、ステッカーを店頭に掲示し、登録した取組を進めるものとする。

### 6 消費者への情報発信

町は、協力店の取組内容について、町ホームページやチラシ等へ掲載し、町民への周知を行う。

### 7 登録内容の変更

協力店は、登録した内容に変更が生じたときは、mottECO 食べきり協力店登録内容変更届（様式第2号）を町へ提出しなければならない。

## 8 登録の抹消

協力店は、取組内容が取組項目に合わなくなった場合や、店舗を廃止する等の理由で取組を中止する場合は、mottECO 食べきり協力店登録抹消届（様式第3号）を町へ提出しなければならない。

## 9 登録の取消

町は、協力店が登録条件を満たさなくなった場合や、信用を失墜する行為を行うなど協力店として適当でないと判断した場合は、当該登録を取り消すことができる。

## 10 ステッカーの返納

協力店は、登録を抹消又は取消されたときは、ステッカーを返納しなければならない。

## 11 普及啓発等への協力依頼

町は、実施する普及啓発等への協力を依頼することができる。

### 附 則

この制度は、令和3年11月1日から施行する。